

家庭ごみ有料化実施計画

平成20年12月

恵庭市

目次

はじめに	2
1. 家庭ごみ有料化の背景	
1. 循環型社会の形成	3
2. 家庭ごみの有料化とは	3
3. 家庭ごみ有料化の状況	3
2. 家庭ごみの有料化の目的	
1. 排出抑制・リサイクルの促進	4
2. 公平性の確保	4
3. ごみ処理費用の確保	4
3. 家庭ごみ有料化の内容	
1. 有料化の対象とするごみの範囲	5
(1) 有料化の対象とするごみ	5
(2) 有料化の対象から除外するごみ	5
2. 手数料負担の仕組み	5
(1) 有料指定袋制	5
(2) 排出量単純比例型制	5
(3) 手数料の支払方法	6
(4) 有料指定ごみ袋の種類	6
3. 手数料の単価	7
4. 減免措置	8
5. 手数料収入の用途	8
6. 実施時期	8
4. 市民への周知	
1. 市民説明会の開催	9
2. 周知啓発手段	9
3. 指定ごみ袋試供品の提供	9
5. 家庭ごみ有料化実施にあたって併せて実施する施策	10

はじめに

私たちは、このより良い恵庭の環境を次世代に引き継いで行くために、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会」を実現しなければなりません。

そのために、発生するごみの量を抑制することやごみの中に含まれる再び資源として利用できるものを循環利用して行く取り組みを進めることが、今日の重要な課題となっています。

本市では、これまでも発生するごみの量を抑制するために、様々な取り組みを進めて来ましたが、循環型社会への確実な転換を図るためには、市民・事業者・行政が三者協働のもとに推進することが求められています。

こうした中、ごみ減量・リサイクルの推進に向けて、公募により市民会議に参加する市民を募り、幾度に渡る会議を経て、市民意見として取りまとめた「恵庭市循環型社会形成のための市民提案」を基に、ごみ減量とリサイクル推進などについての具体的施策として、「恵庭市循環型社会形成推進施策（案）」を策定し、ごみ減量目標数値について、平成27年度で、ごみの排出量を529g/日・人、リサイクル率を41%、最終処分量を1/4に低減することを目標としました。

そのため、平成20年2月、恵庭市廃棄物減量等推進審議会に「恵庭市循環型社会形成推進施策（案）」を諮問し、その施策の一つである「家庭ごみの有料化」について、審議を重ねていただいたところ、同年7月14日、同審議会から「ごみ減量化に向けた有効な施策の一つである」との答申を受けました。

本市では、この答申に基づき、ごみ減量に向けた家庭ごみ有料化についての基本的な考え方をまとめるとともに市民懇談会を開催し、有料化について多くの意見をいただいたところです。こうした意見を踏まえ「恵庭市家庭ごみ有料化実施計画」を取りまとめ、今後、必要な手続きを経て家庭ごみの有料化に向けての取り組みを進めていきたいと考えています。

1. 家庭ごみの有料化の背景

1. 循環型社会の形成

本市では、目指すべき循環型社会の姿を「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会の形成」と掲げ、その実現とごみ減量に向けて、恵庭市循環型社会形成推進施策を策定し4分類20項目に及ぶ施策を実施することとしています。

「家庭ごみの有料化」は、ごみ処理優先順位の1番目とされている「発生抑制についての施策」の中の1項目であり、重要なごみ減量化方策として取り組むことが求められています。

2. 家庭ごみの有料化とは

家庭での日常生活から発生するごみについて、排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担していただく仕組みで、ごみの発生抑制・排出抑制、資源物の分別徹底、リサイクルの促進などの効果が期待できます。

3. 家庭ごみ有料化の状況

家庭ごみの有料化は、現在、道内35市のうち27市が導入済みであり、今後、3市が導入を予定しています。

【道内家庭ごみ有料化実施状況】

	市名	導入年月日		市名	導入年月日
1	伊達市	平成 1年 7月	15	帯広市	平成16年10月
2	室蘭市	平成10年10月	16	網走市	平成16年10月
3	根室市	平成10年 月	17	江別市	平成16年10月
4	登別市	平成12年 4月	18	北見市	平成16年11月
5	留萌市	平成12年12月	19	三笠市	平成16年12月
6	函館市	平成14年 4月	20	小樽市	平成17年 4月
7	砂川市	平成12年 9月	21	釧路市	平成17年 4月
8	歌志内市	平成14年10月	22	千歳市	平成18年 5月
9	赤平市	平成15年 4月	23	石狩市	平成18年10月
10	名寄市	平成15年 4月	24	夕張市	平成19年 7月
11	滝川市	平成15年 4月	25	旭川市	平成19年 8月
12	紋別市	平成15年 7月	26	美唄市	平成19年10月
13	芦別市	平成16年 4月	27	北広島市	平成20年10月
14	深川市	平成15年 7月			

※稚内市・札幌市・士別市が導入予定

※粗大ごみについては、道内33市で実施済み

※平成20年10月現在

2. 家庭ごみの有料化の目的

(1)排出抑制・リサイクルの促進

ごみ排出量に応じた費用負担を実感できるため、ごみの排出方法や処理方法に関心を持つことに繋がり、ごみとなるものを家庭に持ち込まないなど発生・排出抑制が進むと考えています。また、正しい分別の仕方が進み、リサイクルが促進される効果があると考えています。

(2)公平性の確保

ごみ処理費用をこれまでのように税で賄う方式では、ごみの排出量の多少にかかわらずごみ処理費用を負担していることとなりますが、家庭ごみの有料化により、ごみの排出量に応じて費用負担をすることになると、ごみ減量・リサイクルに取り組む人の行動が報われ、費用負担の公平性が確保できると考えています。また、ごみ処理に対して意識をもつ人が増え、ごみ減量・リサイクルが促進される効果があると考えています。

(3)ごみ処理費用の確保

家庭ごみの有料化による収入を、ごみ処理費やリサイクルのための中間処理施設整備費、ごみ減量化に向けた施策・事業に活用することができると考えています。また、ごみの分別・リサイクルが進むことで、最終処分場の延命化が図られる効果があると考えています。

3. 家庭ごみの有料化の内容

1. 有料化の対象とするごみの範囲

(1) 有料化の対象とするごみ

市の収集する家庭ごみのうち、有料化の対象とするごみは「燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ」とします。

これらのごみを有料化の対象とすることで、ごみ発生量を減らそうとすることやごみを排出する際に正しく分別することについてのインセンティブ（誘因・動機付け）が働くと考えます。

(2) 有料化の対象から除外するごみ

市の収集する家庭ごみのうち、「資源ごみ」は有料化の対象から除外します。

資源ごみを有料化の対象から除外することにより、分別の徹底や資源化を一層促進することができると考えます。

また、町内会活動や地域ボランティア活動で環境美化活動に取り組み排出されるごみは無料とし、専用のボランティア袋を申し出により交付します。

2. 手数料負担の仕組み

(1) 有料指定袋制

手数料の負担方法は、有料化を実施している多くの都市で採用されている「有料指定袋制」とします。なお、指定袋に入らない「粗大ごみ」については、現在の排出方法によりシールを貼ることで手数料を負担する「シール制」を用います。

(2) 排出量単純比例型制

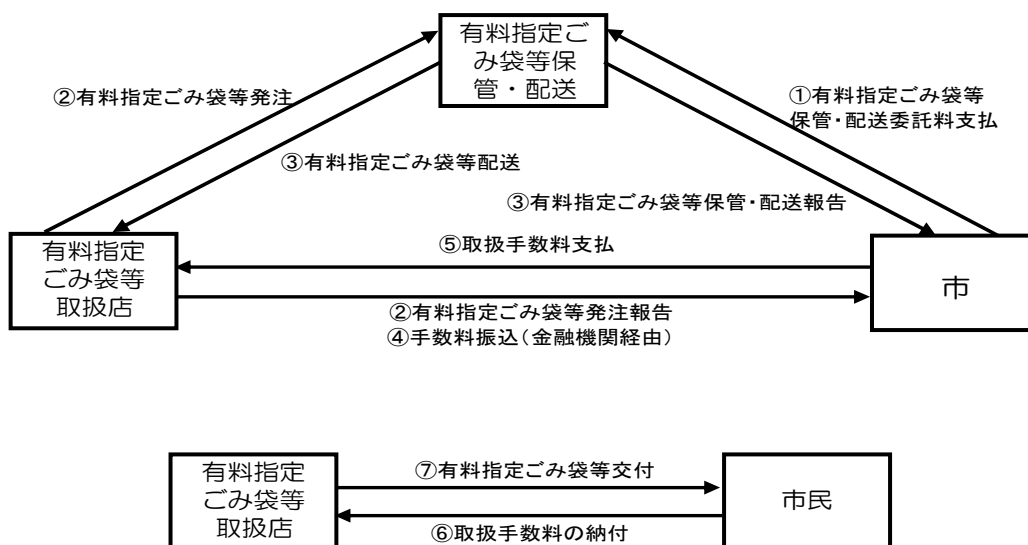
ごみの排出量が多ければ負担が増え、少なければ負担が少なくなる仕組みで市民に最も分かり易く費用負担の公平性が図られる「排出量単純比例型」による課金方式とします。

(3)手数料の支払い方法

手数料の支払い方法は、市が指定した取扱販売店で、市民が新たに作製した有料指定ごみ袋・シールを購入して、代金を支払うことで手数料を納める方法とします。

一方、指定袋取扱店は、市民から一時預かった手数料を市へ納入することになります。

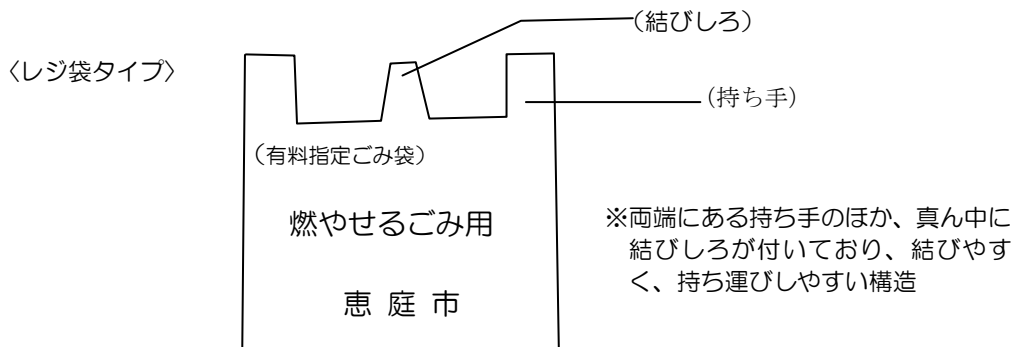
【有料指定ごみ袋及びシールの流通方式及び手数料の流れ】



(4)有料指定ごみ袋の種類

有料指定ごみ袋の種類は、有料化する対象ごみの区分ごとに、ごみの減量化に取り組みやすく、ごみ排出量に応じた費用負担が可能となる新たな容量の袋を作製します。

- * 種類：2種類（燃やせるごみ用、燃やせないごみ用）
- * 容量区分：4区分（40ℓ袋、20ℓ袋、10ℓ袋、5ℓ袋）
- * 袋の形状：レジ袋タイプ



3. 手数料の単価

ごみ処理手数料は、収集運搬経費や中間処理経費、最終処分経費等のごみ処理にかかる経費を基に、家庭ごみの処理経費の一部について費用負担していただくことで、収集区分別に袋の容量やごみ処理券（シール）の種類に応じて、次のとおり料金を設定します。

区 分	料金設定	手数料	排出方法
(収集ごみ)			
燃やせるごみ	有料	指定ごみ袋（1枚当り） 5 ㍻袋（10円） 10 ㍻袋（20円） 20 ㍻袋（40円） 40 ㍻袋（80円） ※1 ㍻当りの単価 2円	指定ごみ袋による排出 （※ 週2回）
燃やせないごみ	有料	指定ごみ袋（1枚当り） 5 ㍻袋（10円） 10 ㍻袋（20円） 20 ㍻袋（40円） 40 ㍻袋（80円） ※1 ㍻当りの単価 2円	指定ごみ袋による排出 （※ 月1回）
粗大ごみ	有料	ごみ処理券（シール） 1個100円/1枚（単一料金）	ごみ処理券（シール）を貼って排出 （※ 月1回）
資源ごみ	無料	※無料	従来どおり…中身の見える袋や紐で縛って排出 （※ 月3～4回）
最終処分場への直接搬入ごみ	有料	70円/10kg	直接最終処分場に持ち込み、ごみ量（重量）に応じて手数料を支払い排出します

4. 減免措置

手数料の減免は、天災その他特別の理由があると認めるときに行います。

5. 手数料収入の使途

家庭ごみ有料化による手数料収入は、ごみ処理経費の一部を市民に負担していただくものなので、その使途につきましては、ごみ処理やごみ減量・資源化の推進などごみ処理関連事業に充てていきます。

6. 実施時期

実施時期は、関係条例改正手続き及び制度導入についての準備期間、また、市民への十分な制度内容の周知期間を設けることが必要であることから、平成22年4月からの実施とします。

4. 市民への周知

家庭ごみの有料化を円滑に実施するためには、十分な市民理解の下に進めることが重要であり、市民へのきめ細かい周知啓発手段による広報活動を行います。

1. 市民説明会の開催

町内会を対象とした市民説明会の開催、また、出前講座等による町内会以外の各種団体についても説明する機会を設けます。

2. 周知啓発手段

- ①広報えにわ・恵庭市ホームページにより情報提供を行います。
- ②パンフレットを作成し、全世帯を対象に配布します。
- ③公共施設、販売小売店等へのポスターの掲出やチラシを配布します。
- ④FMパンプキンでの情報提供を行います。

3. 有料指定ごみ袋試供品の提供

家庭ごみ有料化の実施にあたり、市民への周知徹底や内容の理解を深めてもらうため、有料化実施 1～2 ヶ月前に市内全世帯対象に試供品を配布します。

*試供品セット

- ・燃やせるごみ用・燃やせないごみ用 4種類 各1枚 及びシール1枚

5. 家庭ごみ有料化実施にあたって併せて実施する施策

家庭ごみの有料化は、ごみ減量化を推進する有効な施策の一つではありますが、家庭ごみの有料化のみの実施ではその効果が薄れてしまうことから、ごみ減量・リサイクルを進めるための施策を併せて行うことにより、その相乗効果から、より一層のごみ減量化が進むと考えています。

このことから、家庭ごみの有料化実施と併せて、「恵庭市循環型社会形成推進施策」に基づく残り 19 施策を実施していきます。

(発生抑制に向けた施策)

① 実践者から将来を担う子供までの意識啓発・情報提供・環境教育の推進

ごみを発生抑制するには、まず、今現在実践している市民一人ひとりを中心とし、次に次世代を形成する子供たちなど、市を構成するさまざまな市民に関心を持ってもらうことが重要です。その上で、発生抑制方法や分別方法、排出方法を十分に理解してもらうことが大切であることから情報提供・意識啓発・環境教育などについて積極的に推進します。

②(家庭ごみの有料化)

③ 家庭での生ごみ堆肥化及び食材の適量購入の推進

生ごみは、第一に家庭での発生抑制・排出抑制を進めることが重要です。そのための情報提供や意識啓発を市民団体、事業者、市が相互に連携・協働して行います。

④ 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料の見直し

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に係るごみ処分手数料については、第5期最終処分場の造成管理経費の一部を手数料に求めており、これら経費の定期的な検証を行い適正な料金体制とします。

⑤ マイバック運動の推進

マイバック運動はレジ袋を減らす運動であるとともに、ごみを減らし環境に対する意識を高める運動の一つであることから、市民・市民団体・事業者・市が協働して普及啓発に努めるとともに、その運動について積極的に支援していきます。

⑥ エコ商店の利用推進

環境に配慮した再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品の積極的販売や商品の修理、店頭での資源物回収や簡易包装の推進などに取り組む商店を、市民に積極的に利用してもらうことを広報・ホームページやその他の媒体でPRすることにより、消費行動から3Rを基本とした意識啓発を推進します。

(再使用・再生利用に向けた施策)

⑦ 生ごみ資源化の推進

平成19年度の推計値では、家庭ごみに含まれている生ごみの潜在量は約33%、約5,100トン余りで、全体に占める割合はかなり大きなものとなっています。現在、生ごみの処理については家庭での堆肥化などで発生抑制の推進を図っていますが、大部分の生ごみは市に排出されているため、生ごみを資源化し有効活用することは、環境負荷やごみの適正処理、最終処分場の延命化などからも早急に取り組まなければならない課題となっています。このことから、市に排出された生ごみを資源として循環させ有効活用することを目指します。

⑧ 再生品・再生利用品の利用推進

日常生活や事業活動において、長く使用できる製品や修理できる製品を生産・販売・使用し、使い捨て製品の使用を抑制するとともに、再使用・再生利用品の使用やグリーン購入について普及促進を図るため、広報・ホームページや他の媒体を積極的に利用して推進します。

⑨ リサイクル品目の拡大

市で資源化がされていない「その他紙製容器包装」や「雑紙」、「剪定枝」について、コストや適正な収集方法などを踏まえて検討し、将来的に資源化を目指します。また、家庭での草木や落ち葉の堆肥化推進方策について検討を行います。

⑩ 集団資源回収の拡大・強化

市は集団資源回収を奨励し拡大しており、平成19年度では、集団資源回収登録団体は63団体、集団資源回収量は2,290トンとなっています。集団資源回収が進めば町内会等へ交付金が助成され、町内会等の活動資金として運用が図れることや市の収集運搬コスト削減にもつながるため、実施団体・資源物回収量の拡大・強化を図ります。

⑪ 事業系一般廃棄物の分別資源化

事業活動から発生する木くず・剪定枝・刈草・食品残渣等のリサイクル可能なものは、市が指定する再資源化委託業者への搬入指導を行います。

⑫ 産業廃棄物の分別資源化

産業廃棄物については排出事業者が自ら処理しなければならないことから、各種リサイクル法を遵守することを周知するとともに、資源の有効利用を前提とし、リサイクル可能なものは民間の資源化処理施設への搬入を指導します。また、産業廃棄物の市処理施設への搬入時には検査・確認体制を強化し適切な搬入指導を行います。

⑬ リサイクル取り組み団体への支援

市民団体によるリサイクルへの取り組みについて、広報・ホームページや他の媒体を利用してその取り組みを市民・事業者へ周知し、リサイクル意識の高揚を図ります。

(エネルギー回収に向けた施策)

⑭ 生ごみから発生するバイオガスの有効活用

下水終末処理場では、昭和55年以降下水道汚泥をバイオガス化し、施設の加温などに利用しています。今後、生ごみを下水終末処理場において処理することによって発生するバイオガス量が増えることから、エネルギーとして回収し、その有効利用により天然資源の消費を抑制するとともに、施設維持管理コストを削減し効率的な施設運営を図ります。

(適正処理に向けた施策)

⑮ ごみの適正処理の推進

市民・事業者・市がごみの適切な分別徹底をするとともに、最終処分場やリサイクルセンターへのごみ搬入時において、点検作業を強化して危険防止及びごみの適正処理を推進します。

⑯ 適切なごみ処理システムの構築

焼却施設については平成14年12月から休止となっていますが、可燃ごみの適正処理の観点から、今後の資源化推進による可燃ごみ量の推移、建設コスト及びランニングコストなどを含め検討し、焼却処理体制の整備を図ります。また、家庭ごみのうち潜在量で約33%を占める生ごみと、約16%を占める紙類については、廃棄物のうち有用な「循環資源」としての位置づけから、収集計画によりその適正処理及び有効活用を図ります。収集体制については、ごみの分別や減量に効果がある戸別収集を基本として効率的な収集運搬を図ります。

⑰ 廃棄物減量推進員制度の導入

ごみの分別方法や排出方法について廃棄物減量推進員による周知・指導を行います。また、ごみステーション等の状況についても市に報告してもらい、管理徹底を推進します。

⑱ ごみステーションの管理徹底

ごみステーションへの不法投棄や不適正排出に対し、町内会やごみステーション管理者との連携を図り、適正排出による環境美化及び公衆衛生の保全を図ります。

⑲ 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度の導入

一定世帯以上の集合住宅のごみステーションを対象として、一定要件を満たす場合に優良な排出がなされているとして市が認定し、認定適合マークが印刷された看板を交付する「集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度」を導入し、集合住宅のごみステーションを利用する居住者及びその管理者のごみ分別・減量意識の向上を図ります

⑳ 不法投棄・不適正排出対策

不法投棄の撲滅及び不適正排出の防止を図り、環境の保全及びごみの適正処理を図ります。